

令和8年度（令和8年4月大学等進学予定）

技術系奨学生募集要項

目 的

株式会社 植村組は、「従業員と家族の物心両面幸福追求 建設業を通じて地域社会への貢献」を経営理念に掲げ、建設事業を通して「より良き社会」を創造するために社会資本整備に取り組んでおります。次世代を担う若者が夢や理想、情熱を持ちながら、経済的理由により修学の費用が不足する、日本国内で学ぶ工学系の大学生・短期大学又は高等専門学校生に対する支援を行い、社会に貢献できる人材の育成に寄与することを目的としています。

1. 応募資格

- ①日本国内の工学系大学、短期大学又は高等専門学校（以下、総称して「大学等」という。）に進学定の学生で、②向学心を持ち、将来社会への活躍と貢献が期待でき、③修学に必要な費用の不足が認められる者で、令和8年4月入学又は進学時点で18歳以下であること。

《対象進学先》

- ①高等学校卒業後の4年制大学への進学
- ②高等学校卒業後の短期大学への進学
- ③高等専門学校卒業後の高等専門学校専攻科への進学

《学力基準》

全履修科目の評定平均値が3.0以上であること。

《家計基準》

経済的な支援の必要性も選考基準の一つではありますが、応募に当たっては、所得金額による制限はありません。

2. 採用者数

通期3名程度

3. 奨学金の給付金額

入学金及び授業料の全額

4. 奨学金の給付期間

奨学金を受け取ることができる期間は、大学等への進学月から卒業月までの正規の修学期間とします（最大4年間の支給となります）。

5. 奨学金の併用

日本学生支援機構（JASSO）、自治体、公的団体及び、他の民間企業、団体が交付する奨学金（給付型及び貸与型）との併用はできません。

6. 応募方法

次の必要書類を揃えて、在籍高等学校等経由で提出してください。

（本人からの直接応募申込には応じられません）

（1）奨学金申込書

（2）成績証明書（高等学校の成績）

（3）奨学生推薦書（在学学校長の記名、押印があるもの。）

（4）所得証明書（父母等の住民税課税所得の通知書又は証明書〔写し〕）

（5）個人情報の取扱いに関する同意書

（6）住民票（本人及び申請書に記載する家族全員）

募集期間

令和7年9月1日（月）から同年10月31日（金）まで

（※）応募書類は、募集期間終了日までに当社事務局へ必着するよう、在籍高等学校等経由で郵送ください。募集期間を過ぎた応募は原則として受け付けられません。

やむを得ない事情により提出が遅れる場合には、必ず事前にご連絡ください。

【送付先】〒895-0066 鹿児島県薩摩川内市五代町 2277 番地

株式会社 植村組 川内支店 総務部 宛

7. 選考の流れと採否について

応募者は、次の選考を経て、奨学生に内定されます。

①書類審査

当社事務局において、提出書類から学業成績、家計状況などを総合的に評価し、選考します。

②面接審査

当社事務局において、提出書類だけでは読み取ることができない場合は、将来の夢に対する本気度を評価し、選考します。

③奨学生内定

当社事務局が選考した結果もとに、役員会にて内定者を決定し、内定者本人に選考結果を文書にて通知します。

選考結果の通知は、12月末頃までにお送りする予定です。なお、在籍高等学校等に対しては、内定の採否に関係なく、すべての応募者の選考結果を通知します。なお、選考の経過及び決定の理由は公表しません。また、提出書類は選考の結果如何にかかわらず返却いたしません。

内定者は、以下の流れで、奨学生に本採用されます。

- ①内定者は、選考結果通知に同封される「誓約書」の内容を確認したうえで、当社事務局へ提出してください。
- ②内定者は、3月末日までに「大学等の合格通知書」及び「奨学金振込口座届出書」を当社事務局へ提出してください。
- ③内定者は、大学等へ入学又は進学後、大学等が発行する在学証明書を取得して、当社事務局へ提出してください。（採用決定通知書をお送りします。）

（※）書類の提出忘れや内容の不備等により、採用、奨学金の給付において思わぬ不利益が生じるおそれがありますので、ご注意ください。

なお、内定者が大学等に合格できなかった場合でも、翌年令和9年の受験・入学まで、内定者としての権利を留保するものとします。

8. 奨学生の義務

奨学生は、当社の技術系学生奨学金給付規程を遵守し、それに規定された義務を果たさなければなりません。特に、奨学生及び保証人の情報に変更が生じた場合の届出は必ず行ってください。また、当社では、年1回、以下の書類の提出を義務としています。

（奨学金受給2年目以降からの提出となります。）

- （1）成績証明書（前年度分）
- （2）在学証明書（当年4月1日以降に発行されたもの）
- （3）所得証明書（生計を一にするご家族の住民税課税所得の通知書又は証明書）
- （4）生活状況報告書（指定書式に必要事項を記入）

これらの義務を果たせない場合には、奨学金の給付を中止することがあります。

9. 奨学金給付の停止、打ち切り

奨学生が休学や長期にわたって欠席する場合、又は学業などの状況によっては、奨学金の給付を停止することがあります。

また、奨学生が次のいずれかに該当した場合、奨学金の給付を打ち切り、該当期間中に給付を受けた奨学金を一括して返還しなければならないことがあります。

- （1）在学する大学等で処分を受け学籍を失ったとき
- （2）心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったとき
- （3）学業成績又は操行が著しく不良になったとき
- （4）在学する大学等を退学したとき又は卒業が不可能であることが明らかとなったとき
- （5）奨学金を必要としない理由が生じたとき
- （6）前各号に掲げるもののほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- （7）その他上記「1. 応募資格」に定める奨学生としての資格を失ったとき